

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主の信頼を確保し、企業の社会的責任を果たすためには、コーポレート・ガバナンスの充実が経営上の最重要課題のひとつであると考えています。

この考えの下、事業環境や市場の変化に迅速かつ柔軟に対応して業績向上に努めていくとともに、経営の効率性・透明性を維持・向上させるため、次の基本方針に基づき、経営に対する監督機能や内部統制体制の強化などに取り組み、コーポレート・ガバナンスの充実を図ってまいります。

[基本方針]

- (1) 株主の権利を尊重し、株主の平等性を確保することに努める。
- (2) ステークホルダー（株主・顧客・従業員・地域社会等）の権利や立場を尊重し、適切に協働することに努める。
- (3) 会社情報を適時・適切に開示し、透明性・公正性を確保することに努める。
- (4) 株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえて、取締役会等の役割・責務を適切に果たすことに努める。
- (5) 株主との間で建設的な対話を行うことに努める。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由]

[原則1-2 株主総会における議決権行使]－[補充原則1-2-4]

当社における外国人株主数とその所有比率がそれぞれ低いことから、議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知等の英訳は実施しておりません。

今後の株主構成の動向により、議決権の電子行使を可能とするための環境づくり（議決権電子行使プラットフォームの利用等）や招集通知等の英訳を検討いたします。

[原則1-3 資本政策の基本的な方針]

有価証券報告書の〔配当政策〕等で、次のとおり配当政策を開示しております。

『当社は、長期・安定的な経営基盤の確立による株主への安定的な配当の継続を基本としています。』

『当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針とし、これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。』

今後、資本政策全般に関する開示の内容・方法を検討いたします。

[原則3-1 情報開示の充実]－[補充原則3-1-2]

当社における外国人株主数とその所有比率がそれぞれ低いことから、英語での情報開示・提供は実施しておりません。

今後の株主構成の動向により、英語での情報開示・提供を検討いたします。

[原則4-1 取締役会の役割・責務(1)]－[補充原則4-1-3]

当社は、後継者の計画を重大な問題点と考えておりますので、今後、会社の目指すところや中期指針等を踏まえて、グループ全体としての当該計画を立案し、取締役会で適切に監督していきたいと考えております。

[原則4-2 取締役会の役割・責務(2)]－[補充原則4-2-1]

取締役である経営陣の報酬は、株主総会決議に基づく報酬総額の範囲内で業績との連動性を考慮して、取締役会に付議した後、社長が決定しており、また、取締役を除く経営陣の報酬につきましても、業績との連動性を考慮して、社長が決定しております。

この報酬制度は、業績連動性を基本としたものであるため、直ちに変更することは考えておりませんが、今後、中長期的な業績等を反映させるようなインセンティブ付けについて検討いたします。

[原則4-10 任意の仕組みの活用]－[補充原則4-10-1]

独立社外取締役は現時点で2名ですが、取締役会において積極的な意見・助言を発信するとともに、経営陣や監査役との連携等を行っております。

今後、独立社外取締役を主要な構成員とする任意の諮問委員会の設置を検討いたします。

[原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件]

取締役会の構成については、原則3-1(iv)に記載のとおりの方針ですが、現時点では女性や外国人は選任していません。選任については今後の課題といたします。

[原則5-2 経営戦略・経営計画の策定・公表]

今後、中期指針の達成に向けた行動計画等を説明するよう努めます。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示]

[原則1-4 政策保有株式]

[政策保有に関する方針]

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式については、「有価証券報告書」第一部第4の4 [コーポレート・ガバナンスの状況等]「<5>株式の保有状況」に記載のとおりです。

当社としては、事業戦略、取引先との事業上の関係等を総合的に勘案し、中長期的な企業価値の向上につながると考える場合は政策保有していく方針であります。

企業価値の向上への効果が乏しいと判断した政策保有株式については、必要に応じて取締役会に上程し、適宜売却することで、縮減を図ります。

[個別の政策保有株式の保有の適否の検証]

毎年、取締役会において、個別の政策保有株式について、事業戦略、取引先との事業上の関係、時価、配当利回り等を総合的に勘案し、その株式への対応方針（その保有を継続するか、売却するか等）を検討・決定しています。

[政策保有株式に係る議決権行使について、適切な対応を確保するための基準]

原則的には賛成の議決権を行使するものとし、業績不振が継続している場合や重大な不祥事が生じている場合、また、上記の政策保有に関する方針に反するものと考えられる提案に対しては適切に評価・判断いたします。

[原則1-7 関連当事者間の取引]

[関連当事者間の取引の重要性やその性質に応じた適切な手続（枠組み）]

当社が当社役員と取引を行う場合は、取締役会規程に基づき、取締役会に上程し決議いたします。なお、当該決議にあたっては、当該取引を行う役員を特別利害関係人として当該決議の定足数から除外いたします。

また、当社が主要株主等と取引を行う場合も、取締役会規程に基づき、取締役会に上程し決議いたします。なお、その取引条件等については、第三者との取引と同様に決定いたします。

[原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮]

当社は確定拠出年金制度を導入しており、従業員に対して運用制度の説明を十分に行っております。

[原則3-1 情報開示の充実]

[(i) 会社の目指すところ（経営理念等）]

[社訓] 「今日に誇りを持ち、明日に希望を託し行動する」

[基本理念] 「人を想い、地球を想う」

[経営基本方針] 「高機能、高精度、高品質な製品の提供を通して社会に貢献する」

[(ii) 経営戦略・経営計画]

当社は、「社訓」・「基本理念」・「経営基本方針」の下、中長期的な「経営戦略」の他に、3カ年毎に目指すべき姿を見直し、経営目標及び目標達成のための行動計画を「中期指針」として取締役会決議しており、経営陣や事業部門長等で共有化しております。

なお、これらの「経営戦略」・「中期指針」は、当社ホームページに掲載しておりますので、ご参照下さい。

[(iii) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方・基本方針]

本報告書「1. 基本的な考え方」に記載のとおりです。

[(iii) 取締役会が、経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針・手続]

[方針] 取締役の報酬は、株主総会決議に基づく報酬総額の範囲内で、業績との連動性を考慮して決定することとしております。

[手続] 上記の方針に基づき、取締役会に付議した後、社長が決定しております。

[(iv) 取締役会が、経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針・手続]

[方針] 経営陣幹部の選任、取締役候補の指名につきましては、的確かつ迅速な意思決定、適切なリスク管理、業務執行の監視及び会社の各機能と各事業部門をカバーできるバランス等を考慮して、適材適所の観点より総合的に検討しております。

また、監査役候補の指名につきましては、財務・会計・法務に関する知見、当社事業に関する知識及び企業経営に関する多様な視点のバランス等を考慮し、適材適所の観点から総合的に検討しております。

[手続] 上記の方針に基づき、社長が内容を検討し、取締役会決議しております。

[(v) 取締役会が、経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明]

取締役・監査役の各候補者の経歴・候補者とした理由等を、株主総会参考書類に記載しております。

[原則4-1 取締役会の役割・責務(1)] - [補充原則4-1-1]

[経営陣に対する委任の範囲（概要）]

取締役会規程及び責任権限規程（職位権限表）により、取締役会が判断・決定する事項及び経営陣に委任する事項を明確化しております。

[原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質]

[独立社外取締役となる者の独立性をその実質面において担保することに主眼を置いた、独立性判断基準]

独立社外取締役の候補者を選定するにあたっては、会社法上の要件及び東京証券取引所が定める基準に基づき、取締役会で審議・検討しております。

[原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件] - [補充原則4-11-1]

[取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方] [取締役の選任に関する方針・手続]

取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性等に関する考え方及び取締役の選任に関する方針・手続については、原則3-1(iv)及び原則4-11に記載のとおりです。

[原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件] - [補充原則4-11-2]

[取締役・監査役の、他の上場会社役員の兼任状況]

取締役・監査役の「重要な兼職状況」については、「株主総会招集通知」・「有価証券報告書」・「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」にそれぞれ記載しております。

[原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件] - [補充原則4-11-3]

[取締役会全体の実効性についての分析・評価の結果（概要）]

当社では、取締役会の更なる実効性の確保・機能向上に向けて、取締役会の課題や改善点等を抽出して、その実効性を高めていくために、取締役会に関する事項（構成員、招集、開催、資料配付・情報提供、上程事項、審議・監督、前回課題、コーポレート・ガバナンスに関する報告書による開示内容等）について、取締役会への出席者（取締役・監査役）による自己評価アンケート（書面調査）を実施し、その後の取締役会において、その実施結果を踏まえて、取締役会全体の実効性について分析等を行った結果、現状の取締役会は機能しており、取締役会全体の実効性が確保されているものと評価しています。また一方で、より高い実効性の確保・機能向上に向けて、取締役会における議論の活性化や取締役会に関する情報の提供内容・方法等について、更に改善する余地があるとの認識を共有しています。

[原則4-14 取締役・監査役のトレーニング]－[補充原則4-14-2]

[取締役・監査役に対するトレーニングの方針]

取締役及び監査役には、その必要な知識の習得や役割・責務の理解のために、社外講習会や交流会に参加する機会等を提供することとしております。

[原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針]

[株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針]

- (1) 社長や管理部門の執行役員が、決算説明会等の取り組みを通じて、建設的な対話の実現するよう積極的な対応を心掛けております。
 - (2) 対話を補助する社内関係部門は、建設的な対話の実現に向けて互いに連携し、開示資料の作成や必要な情報の共有等を行っております。
 - (3) 個別面談以外の対話の手段としては、投資家・アナリスト向け決算説明会等を実施しております。
 - (4) 対話により把握した株主の意見等については、必要に応じて、取締役・経営陣・社内関係部門へ報告し、情報の共有・活用を図っております。
 - (5) インサイダー情報が発生する際には、「インサイダー情報の管理に関する規程」に基づき情報管理の徹底を図っております。
- なお、決算発表前の一定期間はサイレント期間として、投資家等との対話を制限しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)	3,006,300	10.34
日本マスタートラスト信託銀行(株)	1,514,400	5.21
(株)三菱UFJ銀行	1,170,275	4.02
星友持株会	948,035	3.26
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002	823,100	2.83
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE FIDELITY FUNDS	760,432	2.62
三井物産(株)	750,000	2.58
三菱UFJ信託銀行(株)	686,082	2.36
大同生命保険(株)	677,000	2.33
三ツ星ベルト社員持株会	617,765	2.12

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	ゴム製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
宮尾 龍蔵	学者											
奥田 真弥	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

m その他

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
辻 泰弘	○	(重要な兼職の状況) 東京医療保健大学医療保健学部客員教授	国会議員や厚生労働副大臣として国政に携わることで培われた豊富な経験と幅広い見識を有しており、これらを当社の監査体制に活かしていただくため、同氏を社外監査役として選任しております。 また、同氏は、当社の関係会社・主要株主・主要な取引先等の関係者である事実はなく、当社から多額の金銭その他の財産を受けている事実もないため、一般株主と利益相反が生じるおそれがない者として、十分な独立性が確保されているものと判断し独立役員に指定しております。
田中 純	○	現在(株)神戸製鋼所の嘱託であり、同社グループと当社グループとの間には取引がありますが、取引額の同社及び当社の連結売上高に対する比率は1%未満であり、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。 (重要な兼職の状況) (株)神戸製鋼所嘱託 神鋼アルミ線材(株)監査役 神鋼メタルプロダクツ(株)監査役 ジャパン スーパーコンダクタ テクノロジー(株)監査役	長年(株)神戸製鋼所や同社グループ会社の監査業務に携わり、監査部長や監査役として培われた豊富な経験と専門知識を有しており、これらを当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役として選任しております。 また、同氏は、当社の関係会社・主要株主・主要な取引先等の関係者である事実はなく、当社から多額の金銭その他の財産を受けている事実もないため、一般株主と利益相反が生じるおそれがない者として、十分な独立性が確保されているものと判断し独立役員に指定しております。

独立役員の人数	4 名
---------	-----

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

取締役の報酬は、株主総会決議に基づく報酬総額の範囲内で、業績との連動性を考慮して決定することとしており、この方針に基づき、取締役会に付議した後、社長が決定しております。

また、株価上昇・下落リスクを株主と共有し、株価上昇及び企業価値増大意欲を向上させる目的で自主的に役員持株会を設置しております。

す。
以上のことから、特段のインセンティブ付与は実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

次のとおり、取締役の報酬等の総額とその対象員数を開示しております。
取締役(9名) 161百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

株主総会決議に基づく報酬総額の範囲内で、業績との連動性を考慮して決定することとしており、この方針に基づき、取締役会に付議した後、社長が決定しております。

[社外取締役(社外監査役)のサポート体制]

社外取締役に対しては、事務局等より、取締役会の開催スケジュールの調整や会議資料の事前配付・事前説明等を行い、社外取締役による経営の監督機能を充実させるようにしております。
社外監査役に対しては、取締役会等の重要会議への出席、会計監査人・監査部・財務部等との意見交換会の定期的な実施のほか、重要な案件についての決裁、監査部監査、会計監査人監査、財務報告に係る内部統制の整備・運用などの監査意見の形成に必要な情報につき、監査役会、その他定期会合を通じて密接な情報交換を行うことにより、社外監査役がその機能を発揮しやすい環境を整備しています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(ガバナンス機構に関する現状の体制)
当社は、社外取締役2名を含む取締役7名から構成される取締役会、社外監査役2名を含む監査役4名から構成される監査役会を置く監査役会設置会社であります。
毎月開催される取締役会において、重要事項に関する意思決定等を行い、取締役の業務執行に対する監督を行っております。
なお、重要事項に関しては、取締役会の開催前に十分な事前協議を行うために、経営会議を開催しております。
また、当社は執行役員制度を導入しており、経営上の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、業務執行体制の強化を図り、経営の効率性を追求しております。

(業務執行・監督機能等の充実に向けたプロセス)
・監査では、社長直轄部門である監査部が中心となり、当社グループのすべてを対象とした業務監査を実施しております。
・会計監査は、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けております。
なお、業務執行社員の氏名等は下記のとおりです。

- (1) 業務執行社員
指定有限責任社員 業務執行社員 上田 美穂
指定有限責任社員 業務執行社員 栗原 裕幸
- (2) 業務執行社員以外の主な監査従事者
公認会計士 6名
その他 13名

(監査役の機能強化に関する取組み状況)
監査役は、取締役会に出席し、独立的な立場から経験・見識等を活かした経営の監督を行い、経営全般に関する助言や意見交換等を行っております。また、会計監査人や内部監査部門である監査部(含む、内部統制システム管理室)と、監査計画、監査方針、監査結果等に関する打合せのほか、財務報告に係る内部統制の整備・運用状況を含めて、情報交換を行い、相互の連携に努めております。

(責任限定契約の概要)
当社と各社外取締役及び各社外監査役は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社外取締役2名を含む取締役7名から構成される取締役会、社外監査役2名を含む監査役4名から構成される監査役会を置く監査役会設置会社であります。

毎月開催される取締役会において、重要事項に関する意思決定等を行い、取締役の業務執行に対する監督を行っており、重要事項に関しては、取締役会の開催前に十分な事前協議を行うために、経営会議を開催しております。

また、当社の監査役会は4名で構成されており、そのうち2名が社外監査役であります。各監査役はそれぞれの経験・実績に基づく幅広い知識・高い見識と多角的な視点により、取締役の業務執行に対する監視を行っております。

当社において、監査役は取締役会等の重要会議に出席するほか、会計監査人、内部監査等を担当する部門等と密接に連携することで、経営判断プロセスに関する正確な情報を適時に入手できる体制を構築しております。

監査役がこれらの情報等に基づき、公正・客観的な視点による監査や取締役の業務執行に対する意見・助言を行うことから、経営の客観性を十分に確保することができるものと考えております。

なお、当社では、社外取締役2名が選任されており、これらの独立性のある社外取締役と社外監査役により、更なる経営の透明性・健全性が確保され、コーポレート・ガバナンスの強化・充実が図られるものと考えております。

これらに加えて、当社では、経営上の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離するために執行役員制度を導入していることから、取締役会による監督機能の強化や業務執行責任の明確化が図られ、十分な統制環境が整備されているものと考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第105回定時株主総会招集通知：2020年6月11日発送
その他	ホームページへの招集通知の掲載

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	確定・第2四半期決算発表後、アナリスト等向けの決算説明会を開催しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	URL https://www.mitsuboshi.com/japan/stockholder/ (決算情報、適時開示資料)	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	<環境保全活動> 当社の「人を想い、地球を想う」という基本理念を具体的なものとするため、環境基本方針を制定し、世界的な環境保全活動に対して全社のかつ積極的に取り組んでおります。環境マネジメントシステムは、ISO14001を維持し運用しています。ゴム・樹脂製品の専門メーカーとして、生物多様性保全に努め、環境にやさしい新製品の開発、製造工程からの廃棄物削減・リサイクル促進、CO2排出削減、有害物質削減、環境負荷の少ない原材料・部品・製品のグリーン調達といった環境保全活動を着実に進め、成果を上げております。 <CSR活動> (1) CSR報告書 CSR基本方針に基づき具体的な活動計画を策定し、CSRに対する考え方・推進体制・SDGsへの取組み等をわかりやすく開示し、ステークホルダー（株主・顧客・従業員・地域社会等）の方々とのコミュニケーションを図ることを目的に、「CSR報告書」を発行しております。 (2) 地域共生活動 阪神・淡路大震災を機に、当社創業の地である神戸市長田区真野地区の要請を受け、本社移転によって復帰して以来、「住民と企業が共生するまちづくり」を提唱し、地域に根ざした企業として活動しております。 さらに、社内の任意団体「三ツ星ベルトふれあい協議会」が中心となって、「ふれあいクリスマス会」、「たなばたまつり」、「地引網体験会」、「あゆの『やな漁』見学会」、「新小学1年生歓迎会」、「ミュージックサロン」など、活発な地域活動を行っております。 (3) 子供たちを育む活動 「人を想い、地球を想う」の基本理念に基づき、「世界の子供たちに愛の手を」を合言葉に、ユニセフ募金活動を展開しております。 企業グループ内では、「父母の一方又は双方から分離されている児童及び精神的または身体的障害を有する児童等」を扶養する従業員、小学生以下の子供を有する共働き世帯の従業員および介護を要する親族を有する従業員などを対象とした支援制度を設けております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての基本方針の内容

当社の取締役会決議により制定しております「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制の整備」（内部統制システムの整備に関する基本方針）の内容は、以下のとおりであります。（最終改定 2015年4月28日）

(1) 当社及び当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、「三ツ星ベルトグループ行動基準」を制定し、当社及び当社の子会社の役員及び従業員は、法令・定款及び当社の基本理念を遵守した行動をとるべき旨定める。また、当社は、社長が指名する担当役員を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、当社の役員及び従業員への研修等のコンプライアンス活動を推進するとともに、その推進状況を社長及び取締役会に報告し、継続的改善を図る。また、当社の子会社については、その独立性を尊重し、「関係会社管理規程」において、当社の子会社は、自己の責任において、その事業に適用のある法令及びその定款を遵守すべき旨規定するとともに、当社は、適宜当社の子会社を支援すべき旨定める。また、当社は、同規程において、当社の子会社は、法令又はその定款に違反し、又は、そのおそれがあるときは、速やかに当社に報告すべき旨規定する。さらに、当社は、当社及び当社の子会社の法令・定款違反若しくはそのおそれ等に関する当社及び当社の子会社の役員又は従業員からの通報窓口として「三ツ星ヘルプライン」を社外弁護士事務所に設置し、運用する。

これらの体制により、当社及び当社の子会社の法令又は定款違反の発生防止並びに早期発見・自浄解決を図る。

同時に反社会的勢力との関係が生じないように関係機関の協力を得ながら対処する。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社における取締役の意思決定及び職務執行に関する情報の管理体制については、取締役会議事録並びに各決裁願書等の作成、保管等を会社法及び当社「文書管理規程」等に基づき行うことにより構築する。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、社長が指名する担当役員を委員長とするリスク管理委員会を設置し、事業活動に重大な影響のある重大リスクとその対応責任部署を明確にし、リスクへの対応活動を推進するとともに、その推進状況を社長及び取締役会に報告し、継続的改善を図る。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、執行役員制の導入により、経営の意思決定と執行の役割分担を明確にするとともに、取締役及び執行役員による各々の担当職務を毎年一度見直し、決定することにより効率的執行を図り、また、「責任権限規程」その他の社内規程に基づく権限委譲により、各担当役員が、迅速、適正かつ効率的に職務を執行することができる体制をとる。

(5) 当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「関係会社管理規程」に基づき、当社の子会社について、当社の主管部門が統括・管理することによって、当社の子会社の業務の適正を確保するための体制を構築するとともに、当社の監査部が当社の子会社の監査を定期的の実施し、牽制する体制を維持する。

また、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制」を、経営の重要課題に掲げ、当社グループを挙げてこれに取り組む。

<1> 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、「関係会社管理規程」において、当社の子会社に対し、その業績その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務づける。

また、当社は、同規程において、当社の子会社に法令・定款の違反や重大リスクの発現など当社又は当社の子会社に著しい損害を及ぼす事実又はそのおそれが生じた場合について、当社の子会社に対し、かかる事実等の当社への速やかな報告を義務づける。

<2> 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「関係会社管理規程」において、当社の子会社は、自己の責任において、その経営に著しい損害を及ぼすおそれのある重大なリスクについて適切に管理すべき旨規定するとともに、当社は、適宜当社の子会社を支援すべき旨定める。また、当社は、同規程において、当社の子会社は、かかる重大リスクが発現し、又は、そのおそれがあるときは、速やかに当社に報告すべき旨規定する。

<3> 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、当社の経営方針及び指示事項を定め、当社の子会社は、それらを踏まえて経営計画を策定し、当社の承認を得る。当社は、当社の子会社の業績の推移状況を確認・評価するとともに、必要に応じて当社の子会社を指導する。

(6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、「監査役を補助すべき使用人に関する規程」を制定し、監査役は、会社に対して監査役の職務を補助すべき使用人（以下、「補助使用人」という。）を置くことを要請することができる旨及び監査役がかかる要請をした場合の補助使用人に関する事項を定める。

(7) 前号の補助使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当該補助使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

当社は、「監査役を補助すべき使用人に関する規程」において、補助使用人の任命及び異動については、事前に監査役と協議の上決定すべきこと、また、補助使用人の人事評価又は懲戒については、監査役の意見を聴取の上決定すべきことを規定するとともに、同規程において、補助使用人は、監査役の指示する業務を行うに際しては、もっぱら監査役の指揮命令に従うべき旨を定める。

(8) 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役・監査役・使用人等が当社の監査役に報告するための体制等並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社監査役の取締役会への出席及び当社監査役の管理部門との定期的な意見交換会の実施、並びに、重要案件に関する決裁書類及び当社の子会社の経営成績の状況に関する定期報告書等を当社監査役の閲覧に供することにより、当社の監査役に対して報告を行うものとする。また、当社の子会社から当社の監査役への報告に関しては、当社は、「関係会社管理規程」において、当社の子会社は、その業績その他の重要な情報を当社の監査役にも併せて報告すべき旨規定する。また、当社の取締役及び使用人並びに当社の子会社の取締役、監査役、使用人は、当社の監査役から業務執行に関する事項について個別に報告を求められたときは、当社監査役に報告するものとする。当社の取締役及び使用人並びに当社の子会社の取締役、監査役及び使用人は、当社の監査役に報告したことを理由として、当該報告者に対して不利な扱いをしてはならない。さらに、当社は、当社グループの内部通報制度「三ツ星ヘルプライン」に関して、「三ツ星ヘルプライン利用規程」において、ヘルプライン

対応責任者は、当社及び当社の子会社の取締役、監査役、使用人から内部通報があった旨受付窓口より連絡を受けたときは、その内容（軽微なものを除く）について、当社の監査役に対して報告すべき旨規定する。

- (9) 当社の監査役の職務執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、「監査役監査規程」において、各監査役は、その職務執行上必要と認める費用を事前又は事後に当社に対して請求することができること及び当社はその円滑な事務処理のため予算を措置する旨の方針を定めるとともに、かかる費用処理の手続を規定する。

- (10) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、「監査役監査規程」において、監査役は、同規程に基づき監査を実施すべき旨定めるとともに、監査役は、当社監査部及び会計監査人との連携を強化することによって、その監査の実効性を確保すべき旨規定する。

2. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての基本方針の運用状況の概要

2019年4月1日以降2020年3月31日までの期間の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

- (1) 当社及び当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループの役員・従業員が遵守すべきルールとして“三ツ星ベルトグループ行動基準”を定めており、その周知徹底を図るとともに、当社においては、2015年5月1日に社長が指名する担当役員を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、同委員会を中心として、コンプライアンス活動を推進してまいりました。2019年度も、同委員会において、2019年度の当社の重大コンプライアンスリスクを特定し、それぞれの重大コンプライアンスリスクについて、対応責任部署を定め、対応方針及び対策を決定し、各対応責任部署はそれらを実施するとともに、その進捗状況と有効性を同委員会に報告し、同委員会にて審議することによって、PDCAサイクルを回し、継続的な改善を図っております。さらに、「当社重大コンプライアンスリスクの決定」及び「各重大コンプライアンスリスクへの対応方針と対策の決定」並びに「各重大コンプライアンスリスクへの対応状況」について、同委員会の委員長より、取締役会に報告し、取締役会からの指示事項を次年度である2020年度の同委員会を中心とするコンプライアンス推進活動に反映させております。

また、「関係会社管理規程」に基づき、当社の子会社に法令・定款の違反など当社又は当社の子会社に著しい損害を及ぼす事実又はそのおそれが生じた場合について、当社の子会社に対し、かかる事実等の当社への速やかな報告を義務づける体制をとり、運用しております。

また、社外の弁護士事務所を窓口とする国内子会社を含む通報制度「三ツ星ヘルプライン」を設置しており、その周知徹底を図ることによって、すべての国内の当社グループの役員又は従業員の法令・定款違反若しくはそのおそれ等について、早期発見と是正による自浄解決を図っております。

反社会的勢力の排除については、不当要求防止責任者を設置するとともに、従来より継続して、外部の専門機関との連携と関連情報の収集に努めております。

- (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

会社法及び「文書管理規程」等に基づき、全取締役会の議事録並びに各決裁願書等の作成、保管等を行いました。

- (3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

2015年5月1日に社長が指名する担当役員を委員長とするリスク管理委員会を設置し、同委員会を中心として、リスク管理活動を推進してまいりました。2019年度も、同委員会において、当社の重大リスクを特定し、それぞれの重大リスクについて、対応責任部署を定め、対応方針及び対策を決定し、各対応責任部署はそれらを実施するとともに、その進捗状況と有効性を同委員会に報告し、同委員会にて審議することによって、PDCAサイクルを回し、継続的な改善を図っております。さらに、「当社重大リスクの決定」及び「各重大リスクへの対応方針と対策の決定」並びに「各重大リスクへの対応状況」について、同委員会の委員長より、取締役会に報告し、取締役会からの指示事項を次年度である2020年度の同委員会を中心とするリスク管理活動に反映させております。

- (4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

従来より、執行役員制の下、経営の意思決定と執行の役割分担を明確にしております。

また、取締役及び執行役員による各々の担当職務を毎年6月に見直すことにより効率的執行を図っております。また、従来より「責任権限規程」その他の社内規程に基づく権限委譲により、各担当役員が、迅速、適正かつ効率的に職務を執行することができる体制をとり、運用しております。

- (5) 当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「関係会社管理規程」に基づき、当社の子会社について、当社の主管部門が統括・管理することによって、当社の子会社の業務の適正を確保するための体制を構築し、運用しております。また、監査部は、当社及び当社の子会社について、年間監査計画を作成し、同計画に従い往査を実施しました。また、計画外であっても往査を必要と認めた場合は往査を行いました。

金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制」については、金額的及び質的影響の重要性を考慮して評価対象を選定し、各社における全社的な内部統制の評価を実施するとともに会計監査人による監査を受けております。

- <1> 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、「関係会社管理規程」に基づき、各子会社に毎月度経営報告書を提出させることにより、各子会社の損益状況と問題点を当社に報告させております。

また、「関係会社管理規程」に基づき、当社の子会社に法令・定款の違反や重大リスクの発現など当社又は当社の子会社に著しい損害を及ぼす事実又はそのおそれが生じた場合について、当社の子会社に対し、かかる事実等の当社への速やかな報告をさせております。

- <2> 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「関係会社管理規程」において、当社の子会社は、自己の責任において、その経営に著しい損害を及ぼすおそれのある重大なリスクについて適切に管理すべき旨規定するとともに、当社は、適宜当社の子会社を支援すべきものとしており、かかる規程に沿って運用しております。また、同規程に基づき、当社の子会社は、かかる重大リスクが発現し、又は、そのおそれがあるときは、速やかに当社に報告させております。

- <3> 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の方針に基づき、各子会社は2019年度の各社の損益計画を2019年3月開催の当社取締役会において承認を得た上で、2019年度の経営活動を行っております。また、当社は、各子会社から毎月提出される経営報告書によりモニタリングを行っております。

- (6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

常勤監査役の要請に基づき、兼務の補助使用人を選定しております。

- (7) 前号の補助使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当該補助使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

「監査役の職務を補助すべき使用人に関する規程」に基づき、補助使用人は、監査役の指示する業務を行うに際しては、もっぱら監査役の指揮命令に従っております。また、補助使用人の人事評価について、監査役の意見を聴取の上考慮されております。

- (8) 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役・監査役・使用人等が当社の監査役に報告するための体制等並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、内部統制システムの整備に関する基本方針に従い、当社監査役の取締役会への出席及び社内重要会議への出席、並びに、重要案件に関する決裁書類及び当社の子会社の経営成績の状況に関する定期報告書等を当社監査役の閲覧に供することにより、当社の監査役に対して報告を行っております。

また、当社の子会社から当社の監査役への報告に関しては、当社は、「関係会社管理規程」に基づき、当社の子会社は、その業績その他の重要な情報を当社の監査役にも併せて報告するとともに、当社の監査役からの個別の要請に応じて、当社の取締役及び従業員並びに当社の子会社の取締役、監査役、従業員は、業務執行に関する事項について当社監査役に個別に報告を行っております。

さらに、当社は、当社グループの内部通報制度「三ツ星ヘルプライン」を「三ツ星ヘルプライン利用規程」に基づき運用しております。

- (9) 当社の監査役の職務執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、「監査役監査規程」に基づき、監査役会の要請に応じて、その必要とする費用を予算として措置するとともに、個別の費用処理については、各監査役の請求に応じて、同規程の費用処理の手続に従い、処理しております。

- (10) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、「監査役監査規程」に基づき、監査役と会計監査人及び監査部との連携を目的として、四半期毎に監査役と会計監査人及び監査部の3者間で意見交換を図っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、「三ツ星ベルトグループの行動基準」に、国内外の法令や社会通念を守り、良識に沿った行動をすることを掲げ、取引関係を含め一切の反社会的勢力と関係をもたず、毅然と対応することを基本方針としております。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

(1) 対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況

反社会的勢力による不当要求が発生した場合の統括部署を本社総務部とし、担当者や担当部署と連携して、組織全体として対応する体制を整えております。

(2) 外部の専門機関との連携状況

平素から、警察、暴力追放運動推進センター、顧問弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築し、反社会的勢力排除活動に対応できる体制をとっています。

(3) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

統括部署により、反社会的勢力に関する情報を一元的に管理・蓄積し、反社会的勢力との関係を遮断するための取り組みに利用しております。

(4) 研修活動の実施状況

随時社内講習会等を実施し、反社会的勢力排除に向けた啓蒙活動・意識向上に取り組んでおります。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の概要は、下記のとおりです。

1. 適時開示に係る社内体制

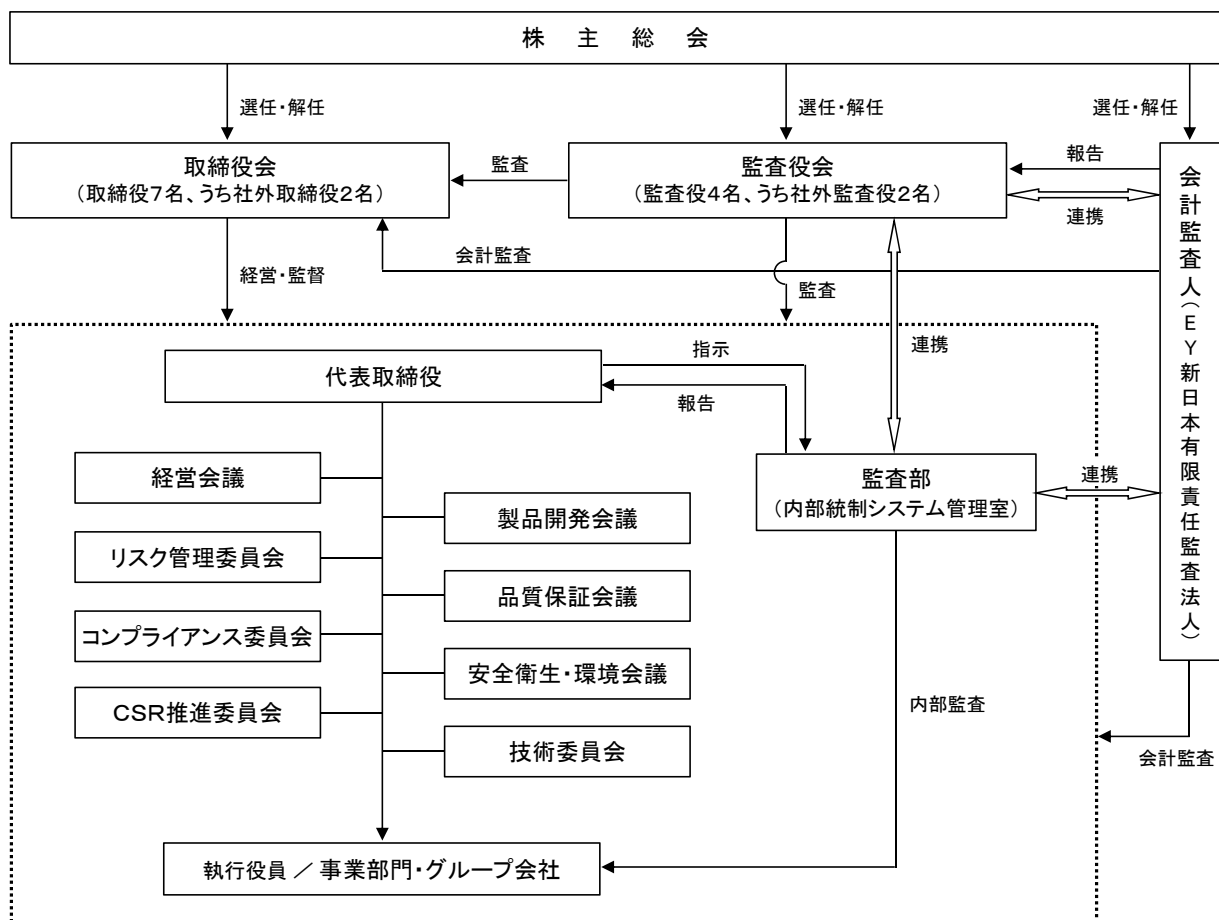
- (1) 当社は、重要な会社情報を適時、適切に投資者に対して開示するため、情報開示に関する具体的な基準と手続きについて、「対外発表規程」を制定しており、当規程に基づき情報開示を実施しております。なお、重要事実の取扱いについては、別途「インサイダー情報の管理等に関する規程」を定め徹底しております。
- (2) 当社は、タイムリーディスクロージャーを重視し、情報提供の即時性、公平性を図るべく、社内体制を整備し、継続的なIR活動をするよう努めております。
- (3) 三ツ星ベルトグループ全体がコンプライアンスの重要性を認識し行動するため、「基本理念」及び「経営基本方針」に基づいたコンプライアンスのための「三ツ星ベルトグループ行動基準」を作成しており、“情報を適切に開示するオープンな企業”であるよう努めております。
- (4) 適時開示に関する規則に基づき開示を要する会社情報については「対外発表確認書」を作成し、発表計画の概要について関連部門の回議を経て、情報取扱責任者（役員）の決裁を受けたうえで、開示を行っております。

2. 東京証券取引所への適時開示

東京証券取引所の定める適時開示に関する規則により開示することが必要となる会社情報につき、下記のとおり適時開示を行います。

- (1) 決定事実及び決算情報：取締役会決議等の会社の業務執行を実質的に決定する機関による決議・決定が行われた時点
- (2) 発生事実：その発生を認識した時点

〔コーポレート・ガバナンス体制の概要〕



〔適時開示体制の概要〕

